

目次

一、日本農民組合と共同闘争の件	沼津支部	七、日本労働會館建設基金募集促進の件	請地支部
二、最低賃銀法制定要求の件	同	十一、争議基金積立の件	龜戸支部
三、男女同一労働同一賃銀要求の件	同	十二、臨時雇傭制度反對の件	橋場支部
四、寄宿舎制度改廢に關する件	平塚支部	十三、社會民衆婦人同盟加入勸告の件	吾婚支部
五、自主的労働組合法獲得闘争の件	保土ヶ谷支部	十四、製糸労働者組織化運動開始の件	本部
六、資本家本位の産業合理化絶對反對の件	川崎支部	十五、採短即時撤廢要求闘争の件	同
七、修養團、希望社其他反動團體排撃の件	同	十六、規約第二十五條改正に關する件	同
八、満期雇傭制度撤廢の件	八王子支部	十七、賃銀復舊要求運動の件	同
九、失業保險法即時制定要求の件	友禪工支部	十八、婦人労働者保護に關する件	同

日本農民組合と共同闘争の件

沼津支部提出 説明 樋口 藤吉

理由

紡績工場の従業員の大多数を占むる婦人の多くは、主として農村より募集され寄宿舎に抑壓され、外界と遮斷された生活を強制されてゐるのである。従て、階級的自覺に乏しい事は云ふ迄もない。然し乍ら一度自分の立場を知り階級の教育を受くるや日常の迫害と忍苦に對する反抗と憤激が加速度に進展し、それが労働組合を絶對的信頼するに至り、高速度を以て、労働組合は擴大強化されるものである。此れに對し會社は、切崩し彈壓を加へるのは勿論であるが、常套的手段としては、郷里の親が社會的常識の缺如、労働組合に對する認識不足であるを利用して、親権者の壓力を以て組合を脱會せしむるべく卑怯なる方法を講ずるのである。又争議の場合は殊に甚しく、我等の運動に一大障害を與へてゐるのである。

我等は、我等の陣營を擴大強化する爲めには、労働者に自覺を與へる事であり、同時に、無理解なる親を教育することである。即ち親の理解を深める事である。爲めに先づ農民組合の進展を計ると同時に、此の農民組合を通じての連絡共同闘争を必要とするものである。

實行方法

- 一、各支部に於ては、その募集地に農民組合の有無を調査し、組織があれば連絡をとり、無ければその組織化に努力すべきである。
- 二、日本農民組合に對し共同戦線を申込み、農民組合各支部に就て紡績工場の女工募集有無